

総合 計画	政策の柱	1 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		ほ場の整備事業		
事業名		ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）		
1. 趣旨 農地の有効利用と効率的かつ安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、担い手への農地利用集積促進等を条件に、ほ場整備などの生産基盤の整備等を実施する。				
2. 事業概要				
(1) 経営体育成基盤整備事業				
事業の内容		実施要件	補助率(%)	実施地区数
区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備	(ハード事業)	・受益面積 20ha 以上 ・担い手への一定割合以上の農地集積 ・定農業者の一定割合以上の増加	国：50 県：25~27.5	11 地区
農業経営高度化支援事業	(ソフト事業)	・高度経営体を1以上育成 ・高度経営体へ一定割合以上の農地集積	国：50 県：0~50	7 地区
(2) 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業（県単ソフト事業）				
事業の内容	実施要件等	補助率(%)	実施地区数	適用
農地基盤整備推進対策促進事業	担い手の集積シェアが一定割合以上	国：－ 県：100	4 地区	土地利用調整活動を行う土地改良区等の指導経費
利用権等加算促進費	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	1 地区	農業経営高度化支援事業と連携
作付連担化加算促進費	作付連担化率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	1 地区	〃
土地利用向上加算	土地利用率の向上が一定以上となること	国：－ 県：100	1 地区	〃
農地流動化促進事業	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	1 地区	県管中山間地域総合整備事業におけるほ場整備事業を対象
3. 事業実施主体				
経営体育成基盤整備事業：県（農業経営高度化支援事業：県、市町村、土地改良区等）				
21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業：県、市町村、土地改良区				
4. 当初予算額				
経営体育成基盤整備事業： 1,698,900 千円				
21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業等（農業経営高度化支援事業含む）： 100,945 千円				

総合 計画	政策の柱	Ⅲ豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り												
	政策名	4 快適な暮らしの実現												
	施策名	1 快適な都市・農山漁村空間の整備												
基本事務事業名		農村地域の定住条件の整備事業												
事業名		農村地域の定住条件の整備事業(県営)(中山間地域総合整備事業)												
<p>1. 趣旨</p> <p>農業の生産条件や生活環境条件等が不利な中山間地域において、地域の立地条件に即した生産基盤や農村環境等の整備を一体的・総合的に行い、中山間地域が持っている多面的な機能を活かした農業の振興と、活力ある農村づくりの促進を図る。</p>														
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>過疎、振興山村、離島等の法令指定を受けている市町村、又はこれらに準ずる市町村であって、林野率が50%かつ傾斜度1/100以上の農用地面積が50%以上を占めている地域。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>農業生産基盤整備事業(用排水施設、農道、ほ道、農地防災、暗渠排水等)や、農村生活環境整備事業(集落道、営農飲雑、防災安全施設、農村公園、活性化施設等)など。</p> <table border="1" data-bbox="221 1211 1267 1478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>実施要件</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>県</td> <td>農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上</td> <td>国：55(離島：60) 県：30~0</td> <td>5地区</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数	県営	県	農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30~0	5地区
区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数										
県営	県	農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30~0	5地区										
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県</p>														
<p>4. 当初予算額</p> <p>県 営： 1, 103, 025千円</p>														

総合計画	政策の柱	Ⅲ豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り																												
	政策名	4 快適な暮らしの実現																												
	施策名	2 快適な居住環境づくり																												
基本事務事業名		農業集落排水施設の整備事業																												
事業名		団体営農業集落排水施設整備事業																												
<p>1. 趣旨</p> <p>農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設や循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、ひいては公共用水域の水質保全に資する。</p>																														
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 事業の内容</p> <p>① 農業振興地域内の農業集落を対象とした管路施設、汚水処理施設、及びこれに付帯する施設の整備</p> <p>② 処理施設に併せ汚泥・処理水再利用のための資源循環施設の整備</p> <p>(2) 実施地区数 11 地区</p> <p>(3) 事業制度</p> <p>補助金（農業集落排水資源循環統合補助事業、農業集落排水統合補助事業） 交付金（汚水処理施設整備交付金）</p> <p>(4) 補助率 国：50% 県：後年度に県交付金により支援</p> <p>(5) 県交付金</p> <p>下水道普及促進対策交付金（下水道推進課から交付） （目的）新たな処理区着工を促進するための交付金制度 （内容）平成14年度から平成22年度までに市町村等が実施する下水道事業費の市町村及び受益者負担部分に次の交付率を乗じた額を次年度から5年間で交付</p> <p>（交付率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">要件</th> <th rowspan="2">財政力指数・普及率</th> <th colspan="2">交付率</th> </tr> <tr> <th>補助事業</th> <th>単独事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 集合処理区 未着手市町村</td> <td>H14 から H17 の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td rowspan="2">市町村の 平均以下</td> <td>50%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(B) 未着手処理区を 有する市町村</td> <td>H14 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td>40%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>(C) 上記(A)、(B)に 該当しない市町村</td> <td>H17 以前に着手した処理区 H18 以降に着手した処理区（※参照）</td> <td>—</td> <td>30%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>市町村合併の特例</td> <td>合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td>普及率25%以下 下の市町村</td> <td>50%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(C)区分で平成18年度以降に着手した処理区については、平成22年度末の目標普及率が65%未満の市町村を対象とする。</p>					区分	要件	財政力指数・普及率	交付率		補助事業	単独事業	(A) 集合処理区 未着手市町村	H14 から H17 の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)	市町村の 平均以下	50%	20%	(B) 未着手処理区を 有する市町村	H14 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	40%	16%	(C) 上記(A)、(B)に 該当しない市町村	H17 以前に着手した処理区 H18 以降に着手した処理区（※参照）	—	30%	12%	市町村合併の特例	合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	普及率25%以下 下の市町村	50%	20%
区分	要件	財政力指数・普及率	交付率																											
			補助事業	単独事業																										
(A) 集合処理区 未着手市町村	H14 から H17 の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)	市町村の 平均以下	50%	20%																										
(B) 未着手処理区を 有する市町村	H14 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)		40%	16%																										
(C) 上記(A)、(B)に 該当しない市町村	H17 以前に着手した処理区 H18 以降に着手した処理区（※参照）	—	30%	12%																										
市町村合併の特例	合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15 から H17 の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	普及率25%以下 下の市町村	50%	20%																										
<p>3. 事業実施主体</p> <p>市町村</p>																														
<p>4. 当初予算額</p> <p>農業集落排水事業費（補助金） 512,937千円</p> <p>汚水処理施設整備交付金（交付金） 13,434千円（県指導監督費）</p>																														

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		ほ場の整備事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ほ場整備事業				
元気な地域づくり 交付金（基盤整備 促進等）		305,197 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた多様な農業経営を実現するため、農地の高度利用、農用地の利用集積の加速的な推進を図るようきめ細かい基盤の整備を行う。 ○ 事業内容 農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等の整備 ○ 補助率 国 基本 50%（5法指定 55%） 県 10～20% ○ 実施地区 12 地区 	市町村 土地改良区等
総合 計画	政策の柱	V 産業・交流・連携を支える島根の国造り		
	政策名	1 産業・交流・連携を支える通信交通ネットワークの整備		
	施策名	1 情報通信基盤の整備促進		
基本事務事業名		農村地域における情報通信基盤整備事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
地域公共ネットワーク整備事業 （農村地域）				
元気な地域づくり 交付金（情報基盤 整備）		653,900 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域に F T T H（光ファイバによる超高速インターネット）を整備することにより、ブロードバンドサービスの地域格差を無くし、コミュニティ機能の充実を図る。 ○ 事業内容 ケーブルテレビ施設等の整備 ○ 補助率 国 基本 1 / 3 県 0% ○ 実施地区 2 地区 	市町村

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り													
	政策名	5 経営の安定強化の支援													
	施策名	1 農林水産業の経営安定強化の支援													
基本事務事業名		農業資源の保全による経営安定													
事業名		農地・水・環境保全向上対策事業													
1. 趣旨 農地、農業用用水路等を地域で支える社会共通資源と位置付け、農村の環境や美しい景観を含めて、農業者のみならず地域ぐるみで守り育む効果の高い共同活動を支援する。															
2. 事業概要 ①実施期間 平成19年度～平成23年度までの5ヶ年間 ②支援の対象 集落などの一定のまとまりを持った地域において、農業者や地域住民等で構成された活動組織 ③支援の内容 農地や農業用施設を維持、管理、修繕する活動や農村の環境・景観を守る活動に対して、対象となる地域の農地面積（地目毎）に応じて支援金を交付 <支援交付金>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>支援交付額</th> <th>負担割合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円/10a</td> <td rowspan="3">国：1/2 県：1/4 市町村：1/4</td> <td rowspan="3">活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800円/10a</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円/10a</td> </tr> </tbody> </table>				地目	支援交付額	負担割合	備考	田	4,400円/10a	国：1/2 県：1/4 市町村：1/4	活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付	畑	2,800円/10a	草地	400円/10a
地目	支援交付額	負担割合	備考												
田	4,400円/10a	国：1/2 県：1/4 市町村：1/4	活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付												
畑	2,800円/10a														
草地	400円/10a														
④事業実施により期待される効果 ○農業の生産資源（農地、水路、ため池、農道等）については、きめ細やかな保全向上活動を通じた長寿命化によって、施設のライフサイクルコストを低減する。 ○農村の環境資源（国土保全、生態系保全、水源涵養、景観形成等）については、多面的機能の良好な保全と質的向上が図られることから、広く県民の利益に供される。 ○本施策の特徴は、非農家も含めた地域の協働活動にあり地域の活性化に貢献する。															
3. 事業実施主体 農家と非農家で構成する活動組織（任意団体） * 支援交付金の交付は、島根県、市町村、県土連、JA中央会等で構成する地域協議会が行う。															
4. 当初予算額 県支出予算 217,439千円（全体事業費 790,690千円）															